

令和6年3月28日

関係者各位

財務部契約課
(担当：工事契約係)

令和6年能登半島地震による災害復旧工事等の実施について

令和6年能登半島地震により被災した公共施設の復旧工事及び復旧のための建設コンサルタント業務（以下、復旧工事等）を下記のとおり実施します。

記

- 1 対象案件について
 - ・ 令和6年4月1日以降公表の発注見通し、入札公告・通知において、工事（委託）名の先頭に【災復】と表示があるもの。なお、復旧工事等の発注見通しについては、今後、発注可能となり次第、順次公表していきます。
- 2 復旧工事等の入札方法について
 - (1) 入札公告日の追加
水曜日を追加し、火・水・木曜日とします。
 - (2) 短縮スケジュールの採用
一般、指名競争入札の見積期間を短縮します。
 - (3) 国土交通省の通知に基づく配置技術者の雇用関係の取扱いの緩和

○ 令和6年1月15日付け契約課通知「現場代理人及び技術者等の適正配置について」
国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされていますが、令和6年能登半島地震により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととします。